特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
33	鳥取市　自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	※鳥取市が中核市に移行（平成30年４月１日～）に伴い、知事が行うべき事務につき、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）別表第5の２の項及び第5の３の項の規定等による自立支援医療費の交付等に関する事務を鳥取県から受任（鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域を含む。）し、行うこととされた。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和8年11月4日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行等に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費（精神通院医療費）の支給認定及び変更に係る事務を実施し、自立支援医療受給者証（精神通院医療）を交付し、交付台帳を管理している。 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付申請に係る事実についての審査及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返還に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付台帳の整備に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の氏名等を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出に係る事実についての審査及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の再交付に関する事務 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧する
③システムの名称	障害者手帳発行・管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバ）、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
（1）宛名特定個人情報ファイル （2）自立支援医療受給者証（精神通院医療）所有者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条6号 別表（第9条関係）《項番》117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） 第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表（第9条関係）《項番》117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル長・総務省令第9号） 第2条、第146条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571　鳥取県鳥取市幸町71番地　本庁舎4階 TEL0857-20-3121
8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障がい福祉課 〒680-8571　鳥取県鳥取市幸町71番地　本庁舎1階 TEL0857-30-8217
9．規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、取得に関連する事務に置いて複数人での確認を行うようにして、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年11月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年11月16日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	課題が残されている	十分である	事後	重要な変更の項目に当たらない
令和4年11月16日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事後	重要な変更の項目に当たらない
	Ⅰ 関連情報 3、個人番号の利用	別表第一	別表	事後	見直しによる修正
	Ⅰ 関連情報 4、情報ネットワークシステム	別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表	番号法別表、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律	事後	見直しによる修正
	Ⅱしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	見直しによる修正
	Ⅱしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	見直しによる修正
	Ⅳリスク対策 8、人手を介在させる作業		十分である ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	項目追加による
	Ⅳリスク対策 11、最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分に行っている マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、取得に関連する事務に置いて複数人での確認を行うようにして、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	事後	項目追加による
令和8年9月11日	表紙　特記事項		※鳥取市が中核市に移行（平成30年4月1日～）に伴い、知事が行うべき事務につき、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）別表第5の2の項及び第5の3の項の規定等による自立支援医療費の交付等に関する事務を鳥取県から受任（鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域を含む。）し、行うこととされた。	事後	見直しによる修正
	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費（精神通院医療費）の支給認定及び変更に係る事務を実施し、自立支援医療受給者証（精神通院医療）を交付し、交付台帳を管理している。 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付申請に係る事実についての審査及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返還に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付台帳の整備に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の氏名等を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出に係る事実についての審査及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）の発行に関する事務 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の再	～以下追加 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	システム導入による
	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/③システムの名称	障害者手帳発行・管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバ）、中間サーバー	障害者手帳発行・管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバ）、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）	事前	システム導入による
	Ⅰ 関連情報 3、個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 別表（第9条関係）《項番》117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） 第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条6号 別表（第9条関係）《項番》117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） 第60条	事前	システム導入による
	Ⅱしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和7年9月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	見直しによる修正
	Ⅱしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和7年9月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	見直しによる修正